

国立大学法人東京農工大学役員報酬規程の一部改正

国立大学法人東京農工大学役員報酬規程を次のとおり改正する。

現行	改正	改正理由
<p>本則</p> <p>(目的)</p> <p>第1条 この規程は、国立大学法人法(平成16年法律第112号。以下「法人法」という。)第35条において準用する独立行政法人通則法(平成11年法律第103号。)第52条の規定に基づき、国立大学法人東京農工大学の役員(以下「役員」という。)の給与の支給について定めることを目的とする。</p> <p>第2～8条 (略)</p> <p>(期末特別手当)</p> <p>第9条 (略)</p> <p>2 期末特別手当の額は、それぞれの基準日現在において当該常勤役員が受けるべき俸給月額及び都市手当の月額合計に、当該合計額に100分の20を乗じて得た額及び俸給月額に100分の25を乗じて得た額を加算した合計額を基礎として、6月に支給する場合においては、100分の147.5、12月に支給する場合においては、<u>100分の160</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の区分に応じて、職員給与規程第38条第2項の表(3)に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>3 前項の在職期間には、次に掲げる者が引き続き役員となるため退職し、かつ、引き続いて役員となった場合には、その期間内においてそれらの者として在職した期間を算入する。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 国立大学法人、大学共同利用機関法人、独立行政法人国立高等専門学校機構、<u>独立行政法人大学評価・学位授与機構</u>、<u>独立行政法人国立大学財務・経営センター</u>及び独立行政法人メディア教育開発セ</p>	<p>本則</p> <p>(目的)</p> <p>第1条 この規程は、国立大学法人法(平成16年法律第112号。以下「法人法」という。)第35条において準用する独立行政法人通則法(平成11年法律第103号。)第50条の2の規定に基づき、国立大学法人東京農工大学の役員(以下「役員」という。)の給与の支給について定めることを目的とする。</p> <p>第2～8条 (略)</p> <p>(期末特別手当)</p> <p>第9条 (略)</p> <p>2 期末特別手当の額は、それぞれの基準日現在において当該常勤役員が受けるべき俸給月額及び都市手当の月額合計に、当該合計額に100分の20を乗じて得た額及び俸給月額に100分の25を乗じて得た額を加算した合計額を基礎として、6月に支給する場合においては、100分の147.5、12月に支給する場合においては、<u>100分の162.5</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の区分に応じて、職員給与規程第38条第2項の表(3)に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>3 前項の在職期間には、次に掲げる者が引き続き役員となるため退職し、かつ、引き続いて役員となった場合には、その期間内においてそれらの者として在職した期間を算入する。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 国立大学法人、大学共同利用機関法人、独立行政法人国立高等専門学校機構、<u>独立行政法人大学評価・学位授与機構及び独立行政法人国立大学財務・経営センター</u>(以下「国立大学法人等」という。)</p>	

ンター(以下「国立大学法人等」という。)の職員
4～7 (略)

別表(第6条関係)
役員俸給表

号俸	俸給月額
	円
1	646,000
2	720,000
3	776,000
4	834,000
5	912,000
6	984,000
7	1,055,000
8	1,129,000
9	1,198,000

の職員
4～7 (略)

別表(第6条関係)
役員俸給表

号俸	俸給月額
	円
1	632,000
2	705,000
3	760,000
4	817,000
5	894,000
6	964,000
7	1,034,000
8	1,106,000
9	1,174,000

附 則 (経規程第30号)

第1条 この規程は、平成27年4月1日から施行する。

第2条 平成27年4月1日の前日から引き続き役員俸給表の適用を受ける役員で、その者の受ける俸給月額が同日において受けていた俸給月額に達しないこととなる役員には、平成30年3月31日までの間、俸給月額のほか、その差額に相当する額を俸給として支給する。